

新潟市区自治協議会会長会議要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市区自治協議会条例施行規則（平成19年新潟市規則第20号）第8条第1項の規定に基づき設置する区自治協議会会長会議（以下「会長会議」という。）に関し、必要な事項を定める。

(組織)

第2条 会長会議は、すべての区自治協議会の会長（以下「構成員」という。）で組織する。

(座長)

第3条 会長会議に座長を1人置き、構成員の互選によりこれを定める。

(所掌事務)

第4条 会長会議は、区自治協議会の運営及び市民等との協働の推進等に関する事項について、連絡調整を行う。

(庶務)

第5条 会長会議の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会長会議の運営に関し必要な事項は、座長が会長会議に諮り定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。